

中心商店街等空き店舗利用促進事業

1 対象者

指定区域で空き店舗を活用し、小売商業、サービス業等の業種で新規開業する方

2 対象経費

店舗賃借料、需用費（印刷製本費）、
役務費（通信運搬費、広告料、保険料、手数料及び筆耕翻訳費）、
店舗改装費（建物に附合する工事費。ただし、厨房機器や冷蔵庫などの移動可能な備品類は除く）

3 補助内容

上限 170万円、補助率 1 / 2 以内

※店舗賃借料は月額5万円以内、改装費は50万円以内、広告に関する費用は60万円以内

4 募集期間

随時受付（ただし、予算がなくなり次第、受付を終了します）

○詳細については、商業等活性化事業補助金交付申請の手引き、要綱を必ずご確認ください。

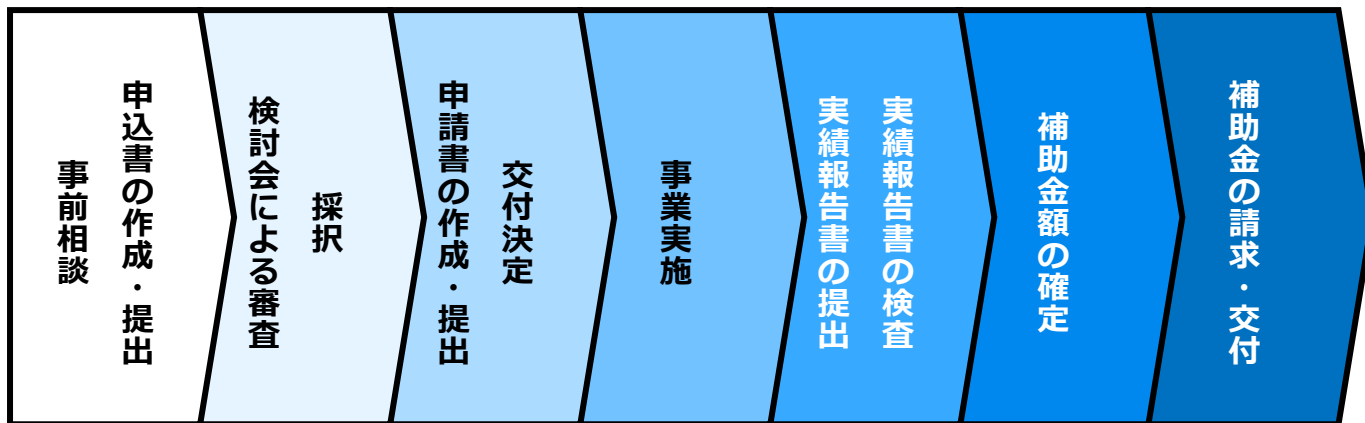
【問合せ先】

千歳市産業振興部商業労働課商業振興係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL 0123-24-0598 E-mail shogyorodo@city.chitose.lg.jp

【補助金交付の流れ】



※交付決定日以降に実施したものに係る経費が補助対象となります。

【指定区域】

- ①中心商店街（仲の橋通り、新橋通、ニューサンロード、新川通、北新、インディアン水車通り、駅前通り振興会）の区域、②四方を国道337号線（駅大通）、市道北大通（グリーンベルト南側）、市道公園通及び市道09-13南1号道路（新橋通り）で囲まれた区域、
- ③向陽台地区（若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住）の区域

